

2022年
CTG
の

建交労道本部夏季闘争速報

No. 7 / 2022年7月27日

〒060-0909 札幌市東区北9条
東1丁目北海道労働センター2F
TEL. 011(711)7377
FAX. 011(711)7388
e-mail/ctg.hokkaido@gmail.com

トンネルじん肺根絶第7陣北海道訴訟 第2回口頭弁論

原告の「限りある命」に向き合って

7月19日に札幌地裁で「トンネルじん肺根絶第7陣北海道訴訟」の第2回口頭弁論が開かれました。はじめに原告の佐藤浩二さんが意見陳述し「平成25年まで約29年間、全国各地のトンネル現場で坑内作業をしてきたが、どこの現場でも作業中は粉じんが発生していた」こと、退職したあと難聴と振動障害の労災認定を受け、さらに平成30年頃から毎日タンが出るようになってじん肺でも労災認定されて将来の不安を感じていることを述べました。そして裁判所に「じん肺患者の命あるうちの解決」と「トンネルじん肺基金」制度の実現に理解と力添えを、被告ゼネコンに「原告の限りある命」にきちんと向き合い誠意をもって早期に責任を果たすよう求めました。

このあと証拠のDVD「トンネル工法の概要」を法廷で再生し、橋本祐樹弁護士が被告の責任について意見陳述しました。渡辺達生弁護士は訴訟進行について、裁判所が10月末に「第1次職歴認定」を出すことなどを求めました。次回以降の期日は、第3回口頭弁論が10月25日、第4回口頭弁論が来年1月17日に指定されました。

全国ダンプキャラバン

「使用促進」で道庁と開発局に要請 ダンプは車持ち労働者

7月25日、全国ダンプキャラバンの一環として道庁と北海道開発局に要請しました。この日は全国ダンプ部会顧問の森谷さんのほか道本部の森国委員長、宮澤書記長などが参加し、道庁では建設部の担当課長補佐が、開発局は事業振興部と建設部の担当課長補佐が対応しました。

要請では、単価の適正化、「改正宅地造成等規制法」にもとづく措置、過積載防止、「一人親方」対策、労災保険の特別加入、建退共などについて回答を受けたあと、森谷さんが「ダンプ規制法第12条団体」の使用促進について歴史的な経過をふくめ詳しく説明しました。また、北海道のダンプ労働者が全国と比べて単価が低く「みじめな実態にある」ことについて、「白ナンバー排除」が背景にあって「ダンプは車持ち労働者だ」ということが理解されず、個人事業主として扱われることで混乱を生じていることなどを指摘しました。そして、全国の「使用促進」の経験や北海道新幹線工事でのとりくみを紹介しながら、建交労のダンプの使用促進は請負契約において優遇するように求めるものではなく労働者として扱うのだということを発注者として正しく理解して対応するよう求めました。

全国労災職業病部会が総会

7月22日、全国労災職業病第24回総会が開かれました。総会では、道本部の森国委員長が副部長に、函館支部の渡辺さんが幹事に再選され、札幌労災支部の高橋さんに代わって新たに旭川支部の須貝さんが幹事に選出されました。